

特殊詐欺防止対策に向けた取組について

【経過】

現在、市内では、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺盗といった特殊詐欺被害が多発しています。市内の被害件数は、令和2年、3年と続けて24件でしたが、令和4年は51件と増加しました。さらに今年、令和5年は5月末時点で58件と、昨年1年間の総被害件数を上回るペースで被害が拡大しています。

この状況を改善すべく、特殊詐欺被害防止に向け、茨木市と茨木警察署が連携した取組を行うことになりました。

【取組内容】

「茨木市特殊詐欺多発警報」を発令し、下記の取組を実施。

警報発令期間…令和5年6月2日～7月31日

集中対策週間…令和5年6月2日～9日

(1)特別警戒隊による出発式の実施（令和5年6月5日）



(2)庁舎及び車両による注意喚起アナウンスの実施

(3)広報いばらき7月号での注意喚起記事の掲載

(4)市内自治会への注意喚起チラシの回覧

(5)市役所窓口及び施設等に注意喚起チラシを設置

(6)連携企業を通じた注意喚起

(市内商業施設での館内放送や、生命保険会社の訪問活動など)

(7)市内大学・高校との連携による注意喚起

(学内でのチラシ掲示や、高校生による呼びかけなど)

(8)市民講座の実施（令和5年7月27日実施予定）

テーマ…高齢者の特殊詐欺被害と住宅侵入犯罪の防止について